

京都市告示第 30 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
社会福祉法人京都総合福祉協会	京都市発達障害者支援センターに係る公金の徴収事務	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

(児童福祉センター)